

2008 年 1 月 10 日

2015 年 3 月 20 日改訂

2024 年 11 月 5 日改訂

株式会社 東京証券取引所

1. 有価証券の取引等の規制に関する内閣府令について

【内閣府令の位置付け等】

Q1：有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の位置付けについて教えてください。

2. オークション市場における単純買付けについて

【買付注文の価格】

Q2：価格規制における「反復継続」について、具体的な回数等は決められていますか。

Q3：内閣府令における価格規制を遵守すれば、相場操縦や相場釘付け等の行為は免責されるのでしょうか。

Q4：権利落ち日と始値決定前における具体的な買付基準価格について教えてください。

【買付注文の数量】

Q5：東証以外の取引所にも上場（重複上場）していますが、東証で買付けを行う場合、買付注文数量基準は、全ての取引所の売買高を合算して算出するのでしょうか。

Q6：買付注文数量の基準について、具体的な売買高をもとに教えてください。

Q7：算定期間中に投資単位のくり直しを行った場合はどうなるのでしょうか。

3. 事前公表型の自己株式取得について

【概要等】

Q8：事前公表型の自己株式取得とはどのようなものですか。

Q9：事前公表型の自己株式取得と内閣府令との関係について教えてください。

Q10：事前公表型の自己株式取得のメリットを教えてください。

Q11：終値取引（ToSTNeT-2）とはどのような取引なのでしょうか。

Q12：事前公表型の終値取引（ToSTNeT-2）を利用した自己株式取得の流れ等を教えてください。

Q13：具体的に、終値取引（ToSTNeT-2）では、どのようなルールで取引が成立するのですか。

Q14：自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）とはどのような取引なのでしょうか。

Q15：事前公表型の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）を利用した自己株式取得の流れ等を教えてください。

Q16：具体的に、自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）では、どのようなルールで取引が成立するのですか。

Q17：事前公表型のオークション市場における買付けとはどのようなものですか。

Q18：事前公表型の買付けの規定（内閣府令第23条）では、前日終値以下の価格での指値注文とありますが、事前公表型のオークション市場での買付けと終値取引（ToSTNeT-2）及び自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付けにおける価格の取扱いについて教えてください。

【自己株式取得にかかる事前公表等】

Q19：事前公表型の自己株式取得における事前公表及び買付結果について、TDnet登録と記者クラブへの配布に加え、東証への通知書の提出は必要ですか。

Q20：終値取引（ToSTNeT-2）又は自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付決定の記者クラブへの発表は何時頃までに行えばよいでしょうか。また、翌日の朝刊に掲載されるためには、何時頃までに開示すべきでしょうか。

【証券会社への委託等】

Q21：終値取引（ToSTNeT-2）による自己株式取得において、なぜクロス注文の利用が禁止されているのですか。また、売り方と買い方が同一の証券会社に注文を発注することは可能ですか。

Q22：事前公表型の自己株式取得において、買付けの委託を複数の証券会社に行うことは可能でしょうか。

【買付数量等】

Q23：株主から100万株の売却打診があり、終値取引（ToSTNeT-2）を利用して自己株式を取得する考えですが、100万株の買付予定株数とすると他の株主の売却機会を排除することになりませんか。

Q24：当社は、株主総会において100万株の範囲内で自己株式を取得することを決議しています。これまでオークション市場で60万株買付けを行ってきましたが、残り40万株の範囲内で事前公表型の買付けを行うことは可能ですか。また、残りの枠を超えて買付けを行う場合には、どのような対応がありますか。

Q25：事前公表型の自己株取得の場合、当日他の方法で買い付けても構わないのでしょうか。

【実施時期等】

Q26：当社は、事前公表型の自己株式取得の実施を計画しているほか、業績予想の修正も予定していますが、開示や買付タイミングについて留意すべき点は何ですか。

Q27：当社は、オークション市場で単純買付けを行っていますが、事前公表型の買付け前日までオークション市場で買付けを行い、その翌日に事前公表型の買付けを行うことは可能ですか。

Q28：事前公表型買付けを複数回にわたって行う場合、一定のインターバルを置く必要がありますか。

【その他の留意事項】

Q29：事前公表型の自己株式取得を行う場合、「特定の株主からの取得」として、株主総会で特別決議

が必要でしょうか。

Q30：当社の役員が保有している当社株式を売却する予定ですが、自社の役員を売り方として事前公表型の自己株式取得を行うことは可能ですか。

Q31：事前公表型の自己株式取得は、株式の消却やストックオプションのための買付け等、目的によって利用が制限されるのでしょうか。

Q32：その他、事前公表型の自己株式取得を利用する上で、留意すべき事項はありますか。

4. 自己株式取得に関するガイドライン

Q33：「自己株式取得に関するガイドライン」とはどのようなものですか。

5. その他（金庫株法制等について）

Q34：株主総会又は定款授權に基づく取締役会で決議した授權枠に対し、どれだけ買わなくてはいけないという義務はあるのでしょうか。

Q35：当社は、株主総会又は定款授權に基づく取締役会において自己株式取得枠を決議しましたが、終値取引（ToSTNeT-2）又は自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）での買付の実施等、個別の買付けの決定についても、取締役会の決議がその都度必要なのでしょうか。

Q36：自己株式取得に関する適時開示等の概要について教えてください。

Q37：買い付けた後の処分の方法について教えてください。

Q38：内閣府令は、買付けの方法を規定したのですが、売却する場合の規定はあるのでしょうか。

1. 有価証券の取引等の規制に関する内閣府令について

【内閣府令の位置付け等】

Q1：有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の位置付けについて教えてください。

有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（以下「内閣府令」といいます。）の第5章は、相場操縦等の防止に万全を期すため、買付けにおいて遵守すべき一定の要件が定められており、これに違反した場合には過料が課せられるなど、自己株式取得を行ううえで遵守すべき規制としての位置付けになります。

金融商品取引法第162条の2の規定は「相場を操縦する行為を防止する」ことを目的としていますが、内閣府令は相場操縦に関する過去の判例や証券取引審議会における議論も踏まえて、相場操縦とされるおそれの少ない取引態様を類型化して定めているものであり、これを遵守することによって相場操縦規制に抵触する懸念が軽減され、円滑な自己株式の買付けが可能となるよう期待されています。

2. オークション市場における単純買付けについて

【買付注文の価格】

Q2：価格規制における「反復継続」について、具体的な回数等は決められていますか。

「反復継続」について、具体的な回数や要件は定義されていません。どういう場合が「反復継続」であるかについては、取引の実態に応じて個別に判断する必要があると考えられ、一律にその基準を定めることは制度の運用を硬直的なものとするため、規定されていません。「反復継続」という規定により、流動性の低い銘柄について円滑な買付けを行うこと等が可能となるわけです。

ただし、例えば、相場下降局面で高値まで大幅に買い上がるといったような相場操縦の疑念が持たれるような買付けとならないよう留意することが必要なのは言うまでもありません。

Q3：内閣府令における価格規制を遵守すれば、相場操縦や相場釘付け等の行為は免責されるのでしょうか。

内閣府令は、自己株式の買付けについて遵守すべき事項を具体的に定めたものであり、従来の相場操縦禁止規定とは目的・要件を異にするものです。

したがって、金融商品取引法第162条の2に基づいて定める内閣府令の要件を形式的に満たしていても、例えば、仮装売買・馴合売買などの行為があれば、法第159条の相場操縦にあたる場合がありますし、価格規制を遵守しても必ずしも相場釘付けが免責されるわけではありません。

もっとも、法第162条の2の規定は「相場を操縦する行為を防止する」ことを目的としており、相場操縦に関する過去の判例や証券取引審議会における議論も踏まえて、相場操縦とされるおそれの少ない取引態様を類型化して定めているものであり、これを遵守することによって相場操縦的な疑いの強い取引を避け、公正な

買付けに資することとなると考えられます。

Q4：権利落ち日と始値決定前における具体的な買付基準価格について教えてください。

東証では、取引日の 3 日後が決済日となっているため、基準日に株主であるためには、その 3 日前までに株式を購入する必要があり、基準日 2 日前の取引日を権利落ち日や配当落ち日と呼んでいます。

権利落ち日や配当落ち日に取引を行った投資家は、それまでに取引を行った投資家のように株式分割を受けたり、配当金を受領することはできません。そこで、権利落ち日や配当落ち日には、前日の終値から権利分や配当金額を控除して売買における基準値段を設定しています。自己株式取得においても始値決定前に発注する価格は同様の方法で修正した価格が基準となります。

	株式分割（1 対 2）	配当支払い（1 株 10 円予想）
X-3	終値 1,000 円	
X-2	▼権利落ち日 基準価格 1,000 円 , $1/2 = 500$ 円 (1 対 2 の分割比率で修正)	▼配当落ち日 基準価格 $1,000 \text{ 円} - 10 \text{ 円} = 990$ 円 (配当分を控除)
X-1		
株主確定基準日 X	X-3 取引分の決済 引分株式分割、配当支払いを受けることが可能	
X+1	X-2 取引分の決済 引分株式分割、配当支払いを受けることは不可能	

【買付注文の数量】

Q5：東証以外の取引所にも上場（重複上場）していますが、東証で買付けを行う場合、買付注文数量基準は、全ての取引所の売買高を合算して算出するのでしょうか。

重複上場であっても、市場で買付けを行う場合は、買付けを行う市場での売買高のみを基準として注文数量を算出することとなります。これは、買付注文数量の基準が、買付けを行う市場への影響という観点で定められているからです。また取引所には、後述する ToSTNeT 市場等の売買立会以外の売買がありますが、これらの売買高についても、算出対象としないこととなっています。

Q6：買付注文数量の基準について、具体的な売買高をもとに教えてください。

買付け数量の基準については、以下のとおりとなります。一日の買付注文の数量は、以下の基準数量 1 又は基準数量 2 のいずれか多い方の数量を上回ってはなりません。

基準数量 1	基準数量 2																	
買付日の属する週の前 4 週間の取引日の当該取引所における一日平均売買単位数	買付日の属する月の前 6 か月の当該取引所における月間平均売買単位数の区分に応じて、規定される。																	
<table><tr><td>4 週前 (9 月 3 日週)</td><td rowspan="6">}</td><td rowspan="6"> 売買高合計 19 取引日 // 一日平均売買単位数 </td></tr><tr><td>3 週前 (9 月 10 日週)</td></tr><tr><td>2 週前 (9 月 17 日週)</td></tr><tr><td>1 週前 (9 月 24 日週)</td></tr><tr><td>◆24 日休日</td></tr><tr><td>●買付日 (10 月 3 日)</td></tr></table>	4 週前 (9 月 3 日週)	}	売買高合計 19 取引日 // 一日平均売買単位数	3 週前 (9 月 10 日週)	2 週前 (9 月 17 日週)	1 週前 (9 月 24 日週)	◆24 日休日	●買付日 (10 月 3 日)	<table><tr><td>6 月前 (4 月)</td><td rowspan="7">}</td><td rowspan="7"> 売買高合計 6 か月 ※休日等は考慮せず // 月間平均売買単位数 </td></tr><tr><td>5 月前 (5 月)</td></tr><tr><td>4 月前 (6 月)</td></tr><tr><td>3 月前 (7 月)</td></tr><tr><td>2 月前 (8 月)</td></tr><tr><td>1 月前 (9 月)</td></tr><tr><td>●買付日 (10 月 3 日)</td></tr></table>	6 月前 (4 月)	}	売買高合計 6 か月 ※休日等は考慮せず // 月間平均売買単位数	5 月前 (5 月)	4 月前 (6 月)	3 月前 (7 月)	2 月前 (8 月)	1 月前 (9 月)	●買付日 (10 月 3 日)
4 週前 (9 月 3 日週)	}			売買高合計 19 取引日 // 一日平均売買単位数														
3 週前 (9 月 10 日週)																		
2 週前 (9 月 17 日週)																		
1 週前 (9 月 24 日週)																		
◆24 日休日																		
●買付日 (10 月 3 日)																		
6 月前 (4 月)	}	売買高合計 6 か月 ※休日等は考慮せず // 月間平均売買単位数																
5 月前 (5 月)																		
4 月前 (6 月)																		
3 月前 (7 月)																		
2 月前 (8 月)																		
1 月前 (9 月)																		
●買付日 (10 月 3 日)																		
基準数量 1 = 一日平均売買単位数	<table><tr><th>月間平均売買単位数</th><th>基準数量2</th></tr><tr><td>400 単位以上</td><td>10 売買単位 又は基準数量1で算出された一日平均売買単位数の 50% (3 売買単位を下回る場合は 3 売買単位)の少ない方</td></tr><tr><td>200 単位以上 400 単位未満</td><td>5 売買単位 又は一日平均売買単位数の 50% (3 売買単位を下回る場合は 3 売買単位)の少ない方</td></tr><tr><td>200 単位未満</td><td>3 売買単位</td></tr></table>	月間平均売買単位数	基準数量2	400 単位以上	10 売買単位 又は基準数量1で算出された一日平均売買単位数の 50% (3 売買単位を下回る場合は 3 売買単位)の少ない方	200 単位以上 400 単位未満	5 売買単位 又は一日平均売買単位数の 50% (3 売買単位を下回る場合は 3 売買単位)の少ない方	200 単位未満	3 売買単位									
月間平均売買単位数	基準数量2																	
400 単位以上	10 売買単位 又は基準数量1で算出された一日平均売買単位数の 50% (3 売買単位を下回る場合は 3 売買単位)の少ない方																	
200 単位以上 400 単位未満	5 売買単位 又は一日平均売買単位数の 50% (3 売買単位を下回る場合は 3 売買単位)の少ない方																	
200 単位未満	3 売買単位																	

具体的な例として、上記をもとに算出した一日平均売買高が 6 万株、月間平均売買高が 100 万株（100 株単位銘柄）と仮定してみると次のとおりとなり、6 万株までの発注が可能となります。

基準数量 1	基準数量 2
一日平均売買高 (6 万株)	月間平均売買高 = 400 売買単位以上 10 売買単位 (1,000 株) 又は 6 万株 × 株 × % = 3 万株 } 少ない方 → <u>1,000 株</u>

Q7：算定期間中に投資単位のくくり直しを行った場合はどうなるのでしょうか。

投資単位のくくり直しを行った場合は、くくり直し後の売買単位で算出することとなります。投資単位が1,000株であった銘柄を100株にくくり直した場合は以下のとおりとなり、3,300株までの買付け注文が可能です。

基準数量 1	基準数量 2
4 週前…15 千株 3 週前…17 千株 《くくりなおし実施 1,000 株→100 株》 2 週前…20 千株 1 週前…15 千株 売買高合計…67 千株 ↓ 一日平均売買単位…67 千株 ÷ 20 取引日 ÷ <u>100 株</u> = 33.5 単位 【基準数量 1】 …一日平均売買単位 = 33.5…単位 (3,300 株)	6 か月前…60 千株 5 か月前…55 千株 4 か月前…50 千株 3 か月前…45 千株 2 か月前…55 千株 1 か月前…67 千株 売買高合計…332 千株 ↓ 月間平均売買単位…332 千株 ÷ 6 月 ÷ <u>100 株</u> = 553.3…単位 【基準数量 2】 …月間平均売買高 = 400 売買単位以上 → 10 売買単位 又は 33.5 売買単位 × 50% = 16.75 売買単位 いずれか少ない方 → 10 売買単位 (1,000 株)

(注) 数量の調整等を行うケースとしては、算定期間中に他の取引所等から東証に上場された場合や株式分割等が考えられます。

3. 事前公表型の自己株式取得について

【概要等】

Q8：事前公表型の自己株式取得とはどのようなものですか。

事前公表型の自己株式取得とは、買付日の前日にあらかじめ具体的な買付内容を公表したうえで、オークション市場(このQAにおいては、前場・後場の通常の売買立会による売買を行う立会市場のことをいいます。)、終値取引(ToSTNeT-2)又は自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)において、自己株式取得のための買付けを行うものです。

オークション市場及び終値取引は、投資家や証券会社からの他の注文とともに、株主の売付注文と買付会社の買付注文を執行するものです。一方自己株式立会外買付取引は、買付注文は買付会社からの注文のみで、買付日に株主からの売付注文を受付けて、前日終値で執行する自己株式取得のためのみに用いられる取引となっています。

事前に具体的な買付内容を公表したうえで行うのは、売り方である株主が自己株式取得の情報を入手しているため、当該情報の公表によって自己株式取得に係るインサイダー取引規制の問題を回避するためです。

なお、事前公表型のオークション市場における買付け及び終値取引並びに自己株式立会外買付取引は、内閣府令第 23 条（取引の公正の観点から適当と認められる方法）の要件を満たす買付け方法となっており、内閣府令第 17 条から第 20 条の適用除外を受けることができます。

Q9：事前公表型の自己株式取得と内閣府令との関係について教えてください。

事前公表型の自己株式取得は、内閣府令で、第 23 条に定める要件にしたがって行うことで取引の公正の確保のため適当と認められる方法と位置付けられています。東証での自己株式取得のうち、内閣府令で定める「金融商品取引所が適当と認める方法」に該当するものは、①事前公表型のオークション市場における買付け、②事前公表型の終値取引（ToSTNeT-2）による買付け、③事前公表型の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）の 3 つです。たとえ事前公表している場合でも、単一銘柄取引（ToSTNeT-1）は内閣府令第 23 条には該当しませんので、ご注意ください。

Q10：事前公表型の自己株式取得のメリットを教えてください。

一般的に、事前公表型の自己株式取得には、以下のメリットがあります。

- ① 日々の株価等の動向をみながら機動的な買付けが可能であり、また、公開買付け等と異なり、法定公告が求められることがないためコスト・メリットが高い。
- ② 株主からまとまった数量の買付けを行うことが可能。
- ③ インサイダー取引規制や相場操縦規制の問題はディスクロージャーにより対応。
- ④ 東証における売買制度の利用により、他の株主の取引機会を確保し、取引の公正性や透明性を確保。

さらに、事前公表型の終値取引（ToSTNeT-2）及び自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）については以下のメリットがあり、これらの方法を利用した買付が圧倒的に多くなっております。

- ① 既に決定した価格で取引が行われるため、あらかじめ買付（株主にとっては売付）代金が確定。
- ② ToSTNeT-2 では時間優先の仕組み、ToSTNeT-3 では取引参加者間でのあん分比例の仕組みにより、他の株主の取引機会を確保。
- ③ 既に決定した価格で、かつ、立会時間外の取引のため、マーケットに直接的なインパクトを与えることはない。

Q11：終値取引（ToSTNeT-2）とはどのような取引なのでしょうか。

「終値取引（ToSTNeT-2）」とは、東証の ToSTNeT 市場（立会市場以外の市場をいいます。以下同じ。）における売買です。

具体的には、立会市場で決まった最終値段で、立会時間外に売り注文と買い注文を集めて取引を成立させるものです。取引時間は、午前 8 時 20 分から 8 時 45 分（前日の最終値段及び前日 VWAP）、午前 11 時 30 分から午後 0 時 15 分（前場の最終値段及び前場 VWAP）、午後 3 時 30 分から 4 時 30 分（当日の最終値段、後

場 VWAP 及び当日 VWAP) の 3 つに分かれています。自己株式取得は午前 8 時 20 分から 8 時 45 分の前日最終値段を利用した取引で行われます (前日 VWAP を利用した取引で行うことはできません)。

Q12 : 事前公表型の終値取引 (ToSTNeT-2) を利用した自己株式取得の流れ等を教えてください。

事前公表型の終値取引 (ToSTNeT-2) を利用した自己株式取得の流れは、概要以下のとおりとなります。

【具体的な流れ】

	株主総会決議に基づく取得	取締役会決議に基づく取得
	・株主総会における自己株式取得 (授權枠) 議案の決定	・定款に基づき自己株式取得の当初取締役会決議
	・株主総会における自己株式取得決議	
	・売り方に売却意向の確認	
X 日 - 1 15 時 30 分～	・終値取引による買付内容の決定 ・買付内容を TDnet 登録	
X 日 8 時 20 分 8 時 45 分 8 時 45 分～	・証券会社への注文発注 ・終値取引の取引開始、証券会社が東証に注文発注 ・終値取引の取引終了 ・買付結果を TDnet 登録	

なお、取締役会で自己株式取得の当初決議 (取得する株式の種類、総数、取得価額の総額及び 1 年を超えない範囲内の取得期間) と終値取引による具体的な買付けを同時に決議・公表し、買付けを実施するケースもありますが、上記のとおり、自己株式取得の当初決議について、より一層の情報周知を図ったうえで実際の買付けを行うために、まずは取締役会の当初決議・公表を行ったうえで、あらためて終値取引による具体的な買付けの決定・公表をし、買付けを実施されることは投資家への情報周知の観点から有効な方法と考えられます。

Q13 : 具体的に、終値取引 (ToSTNeT-2) では、どのようなルールで取引が成立するのですか。

終値取引 (ToSTNeT-2) では、原則として、売り注文と買い注文が対当するたびに (※)、早く東証に発注されたものから優先して成立させることとなります。

なお、終値取引の注文種類である「クロス注文」を利用して発注すると、時間の先後に関係なく取引が成立することとなります。自己株式取得では、株主間の公平が確保される必要がありますので、「クロス注文」は利用できません。なお、VWAP による取引は「クロス注文」による取引に限定されていることから、自己株式取得に用いることはできません。

具体的には次のとおり取引が成立することとなります。(証券会社は、午前 8 時 20 分から注文を東証に発注します。)

▼8 時 22 分時点：売り注文のみ

売り注文	買い注文
A 社 10 万株 (8 時 20 分)	
B 社 5 万株 (8 時 22 分)	

▼8時25分：C社の買い注文により3万株成立

売り注文	買い注文
A社 10万株 (8時20分) → 残り7万株	C社 3万株 (8時25分) → 全量成立
B社 5万株 (8時22分)	

▼8時30分：D社の買い注文により12万株成立

売り注文	買い注文
A社 7万株 (8時20分) → 全量成立	D社 15万株 (8時30分) → 残り3万株
B社 5万株 (8時22分) → 全量成立	

▼8時33分：E社のクロス注文が優先して10万株成立

売り注文	買い注文
E社 10万株 (クロス注文) (8時33分)	D社 3万株 (8時30分)
	E社 10万株 (クロス注文) (8時33分)

Q14：自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）とはどのような取引なのでしょうか。

「自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）」とは、東証のToSTNeT市場における売買です。自己株式取得以外の売買も行われる終値取引（ToSTNeT-2）と異なり、自己株式立会外買付取引は自己株式取得のための売買のみが行われる売買です。

具体的には、自己株式取得のための買付けを行おうとする日の前営業日に、買付会社から買付けの委託を受けた証券会社が東証に届出（銘柄、買付数量、買付値段等）を行ったうえで、買付日の午前8時から8時45分まで売り注文を集めて買付会社の買い注文との間で取引を成立させるものです。買付値段は前営業日の立会市場における最終値段（最終気配値段を含む。買付日が配当落等の期日である場合や、前営業日に最終値段（最終気配値段を含む）がない場合は買付日における当該銘柄の基準値段）となります。

終値取引と異なり、買い注文が買付会社の注文に限定されています。また、信用取引の利用はできません。

Q15：事前公表型の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）を利用した自己株式取得の流れ等を教えてください。

事前公表型の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）を利用した自己株式取得の流れは、概要以下のとおりとなります。

【具体的な流れ】

	株主総会決議に基づく取得	取締役会決議に基づく取得
	・株主総会における自己株式取得（授權枠）議案の決定	・定款に基づき自己株式取得の当初取締役会決議
	・株主総会における自己株式取得決議	
	・売り方に売却意向の確認	

X 日－1	15 時 30 分～	・ 自己株式立会外買付取引による買付内容の決定 ・ 証券会社への注文発注 ・ 証券会社が東証に自己株式立会外買付取引の届出（17 時まで） ・ 買付内容を TDnet 登録
X 日	8 時 8 時 45 分 8 時 45 分～	・ 自己株式立会外買付取引の売付申込受付開始 ・ 自己株式立会外買付取引の売付申込受付終了、取引成立 ・ 買付結果を TDnet 登録

なお、取締役会で自己株式取得の当初決議（取得する株式の種類、総数、取得価額の総額及び 1 年を超えない範囲内の取得期間）と自己株式立会外買付取引による具体的な買付けを同時に決議・公表し、買付けを実施するケースもありますが、上記のとおり、自己株式取得の当初決議について、より一層の情報周知を図ったうえで実際の買付けを行うために、まずは取締役会の当初決議・公表を行ったうえで、あらためて自己株式立会外買付取引による具体的な買付けの決定・公表をし、買付けを実施されることは投資家への情報周知の観点から有効な方法と考えられます。

Q16：具体的に、自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）では、どのようなルールで取引が成立するのですか。

自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）では、買付会社からの買い注文と、午前 8 時から 8 時 45 分までの間に受付けた売り注文との間で買付値段において取引を成立させます（買付会社からの買い注文は、買付日の前営業日に証券会社が東証に届出を行います）。

このとき、売り注文の総数量が買付数量以内であればすべての売り注文について取引が成立しますが、売り注文の総数量が買付数量を超えている場合は、売り注文についてはあん分方式により取引を成立させることになります。

あん分は以下のルールによって行われます。

(1)注文発注者の属性によって次のとおり順位をつけ、その順位に従って取引を成立させます。

第 1 順位 顧客（金融商品取引業者及び取引所取引許可業者を除く。）からの委託に基づく売付申込数量

第 2 順位 金融商品取引業者の自己の計算に基づく売付申込数量

つまり、まず第 1 順位の売付注文と買付注文との間で取引が成立し、なお買付注文の残数がある場合に第 2 順位の売付注文と買付注文との間で取引が成立することになります。

(2)(1)の各順位においては以下のとおり取引を成立させます。この場合において、同一取引参加者の売付申込数量が買付数量を超えているときは、当該売付申込数量は、買付数量と同数量とします。

① 取引参加者単位により申込数量の多い取引参加者から少ない取引参加者の順序で最小単位をそれ以外の部分の数量に優先させ、成立させるものとします。（申込数量が同一の取引参加者については、その取引参加者の申込みのうち、最も早く受け付けたものを比較して、その時間の先後により順序を決するものとします。）

② 最小単位以外の数量については、取引参加者単位でその数量にあん分比率（最小単位配分後の売付申込数量に対する、①の最小単位対当後の買付数量の比率）を乗じた数量を成立させるものとします。ただし、最小単位未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。

③ ②の切捨数量が多い取引参加者から、最小単位を順次成立させるものとします。（切捨数量が同一の取引参加者については、①と同様に順序を決するものとします。）

具体的には次のとおり取引が成立します。

（売買単位が 1 株の銘柄で、買付 100 株に対して以下のとおり 5 社から売付申込がなされた場合）

	自己/委託の別、 売付申込数量	最小単位の配 分 (①) による 約定数量 (a)	あん分比率に よる配分 (②) 数量 (b)	あん分後の残 買付数量 (3 株) の配分 (③) 数量 (c)	合計約定数量 (a+b+c)
A 社	委託 120 株 (*1)	1 株	48 株	0 株	49 株
	自己 50 株 (*2)	0 株	0 株	0 株	0 株
B 社	委託 60 株	1 株	28 株	1 株	30 株
C 社	委託 20 株	1 株	9 株	0 株	10 株
D 社	委託 15 株	1 株	6 株	1 株	8 株
E 社	委託 5 株	1 株	1 株	1 株	3 株

(*1) 売付申込数量が買付数量 (100 株) を超えているため、買付数量 100 株に読み替えられる。

(*2) 自己であるため第 2 順位となるが、第 1 順位で買付数量のすべてが満たされるため、1 株も約定しない。

Q17：事前公表型のオークション市場における買付けとはどのようなものですか。

終値取引 (ToSTNeT-2) 及び自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) を利用した事前公表型自己株式取得以外にも、前述のとおりオークション市場を利用することも可能です。

内閣府令では、事前公表型のオークション市場における買付けでは、前日終値以下の価格で発注することとされています (成行注文での発注は禁止されています)。

オークション市場では、売り、買い注文の値段・株数の、いわば需給動向によって株価が決定し、売買が成立していきますので、発注価格を上回る値段で株価が推移した場合には、結果としてその日に買付けが行えない可能性があります。

一方で、売買のルール上、売買を成立するうえでは成行注文は全量執行することとなっているため、売方の株主が成行注文で発注することで売却の機会は高くなるという特徴を持っています。(ただし、売付の値段は、その時の需給状況によって決定されます。)

【具体的な流れ】

	株主総会決議に基づく取得	取締役会決議に基づく取得
	・株主総会における自己株式取得 (授權枠) 議案の決定	・定款に基づき自己株式取得の当初取締役会決議
	・株主総会における自己株式取得決議	
	・売り方に売却意向の確認	
X 日 - 1 15 時 30 分～	・オークション市場での買付内容の決定 (前日終値以下の価格の買指値注文、買付株数等)	
	・買付内容を TDnet 登録	
X 日 8 時 00 分～ 9 時 00 分～ 9 時 00 分～	・証券会社への注文発注 ・証券会社が東証に注文発注 ・取引成立 (競争売買原則 (価格優先、時間優先) の下で成立) ・買付結果を TDnet 登録	

Q18：事前公表型の買付けの規定（内閣府令第23条）では、前日終値以下の価格での指値注文とありますが、事前公表型のオークション市場での買付けと終値取引（ToSTNeT-2）及び自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付けにおける価格の取扱いについて教えてください。

事前公表型のオークションでの自己株式取得の場合、前日終値以下の価格であれば指値注文が可能であり、前日に売買価格や最終気配値段がなければ前々日の売買価格等に遡って、それを基準として指値注文が可能です。

一方、終値取引（ToSTNeT-2）における取引価格は、午前8時20分から8時45分の取引については、前日の最終値段（最終気配値段を含む。買付日が配当落等の期日である場合や、前営業日に最終値段（最終気配値段を含む）がない場合は買付日における当該銘柄の基準値段）又は前日VWAPと定められており、自己株式取得は前日最終値段を利用した取引で行われます。また、自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）における取引価格も終値取引と同様です。

したがって、立会終了時において、例えば1,000円で取引が成立した場合には、翌日の午前8時20分から8時45分の取引における取引価格は1,000円となります。

例えば、午後2時30分に最後の約定値段1,000円が付いて、その後、そのまま立会時間が終了したとします。この場合には、ザラバに約定した最終値段の1,000円が取引価格となります。

また、午後2時30分に最後の約定値段1,000円が付いて、その後に買い注文が集まり、1,060円の特別買い気配で立会時間が終了したとします。この場合、最後の約定値段は1,000円ではありますが、翌日の午前8時45分の取引における取引価格は1,000円ではなく、最終気配値段の1,060円となります。約定値段も最終気配値段もない場合には、買付日における基準値段が取引価格となります。

なお、自己株式取得が権利落ち日となっている場合には、Q4と同様に終値取引及び自己株式立会外買付取引の取引価格が最終値段や最終気配値段とは異なる場合がありますのでご注意ください。

【自己株式取得にかかる事前公表等】

Q19：事前公表型の自己株式取得における事前公表及び買付結果について、TDnet登録と記者クラブへの配布に加え、東証への通知書の提出は必要ですか。

事前公表型自己株式取得の決定及び取得結果に関する情報開示についてはTDnet登録が必要であり、また必要に応じて記者クラブ等に同内容の資料を投函するのが通例です。ただし、東証に対する通知書の提出は不要です。

なお、他の取引所にも上場されている場合には、別途、各取引所での手続きが必要となりますので、他の上場取引所にご照会ください。

Q20：終値取引（ToSTNeT-2）又は自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付決定の記者クラブへの発表は何時頃までに行えばよいでしょうか。また、翌日の朝刊に掲載されるためには、何時頃までに開示すべきでしょうか。

買付けの決定を行ったら直ちに発表を行うことが求められます。なお、自己株式取得の決定を発表しても、必ずしも翌日の朝刊に掲載されるとは限りません。ただし、朝刊に掲載の有無自体が、事前公表型自己株式取得の法的検討点を左右するものではありません。

東証内の記者クラブ（兜倶楽部）において資料投函等を行う場合には、午後 6 時までに行うことが通常です。やむを得ず午後 6 時以降となることが見込まれる場合には、あらかじめ記者クラブの幹事社に連絡することをお勧めいたします。

なお、自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付けを行う場合には、買付注文を委託する証券会社が東証に届出を行う必要がありますが、この届出は午後 5 時までに行うこととしておりますのでご注意ください。

【証券会社への委託等】

Q21：終値取引（ToSTNeT-2）による自己株式取得において、なぜクロス注文の利用が禁止されているのですか。また、売り方と買い方が同一の証券会社に注文を発注することは可能ですか。

終値取引（ToSTNeT-2）では、証券会社が東証に注文を発注する場合に、売り買い注文をあらかじめ合致した注文として発注する「クロス注文」による方法と、証券会社が売り、買い注文をそれぞれ別々に発注する「クロス注文以外」による方法の 2 種類がありますが、自己株式取得の場合は「クロス注文」による方法で行うことはできません。

したがって、売り方・買い方が同一の証券会社に注文を発注することは可能ではありますが、それを受けた証券会社は、売り注文と買い注文をそれぞれ別々に発注する「クロス注文以外」の方法が必要となります。そのため、念のためではありますが、証券会社を買付注文を委託される際、相手方が同一証券会社に売付注文を委託される場合やその可能性がある場合には、売り買い注文を別々に取引所に発注するよう伝えていただくことが肝要かと考えられます。

これは、終値取引では売り買い注文について時間的に早く発注されたものから優先して取引が成立することとなりますが、クロス注文により発注された場合には、取引所への注文到達時間に拘らず優先して取引が成立するため、他の参加者の注文を排除してしまうこととなり、会社法における株主平等の原則の趣旨に反することとなるためです。

Q22：事前公表型の自己株式取得において、買付けの委託を複数の証券会社に行うことは可能でしょうか。

オークション市場での単純買付けの場合は、内閣府令第 17 条において、証券会社の数が 1 日 1 社に限定されていますが、事前公表型の自己株式取得を行う場合はこの規定は適用されないこととなっており（同府令第

23 条)、複数の証券会社に買付けの委託を行うことが可能となっています。

【買付数量等】

Q23 : 株主から 100 万株の売却打診があり、終値取引 (ToSTNeT-2) を利用して自己株式を取得する考えですが、100 万株の買付予定株数とすると他の株主の売却機会を排除することになりませんか。

終値取引 (ToSTNeT-2) による売買は、売り注文と買い注文を時間優先の原則にしたがって成立させるものですので、売買制度上、他の株主を排除するものではありません。したがって、株主からの 100 万株の売り注文に対して、買付会社が 100 万株の買付予定株数としても、他の株主の売却機会を制限することはありません。

なお、買付予定株数を多めに設定し、買付けを行うケースがありますが、こうした対応は、より他の株主の売却機会を提供するという観点から有効と考えられます。(例えば、特定の売り方が 100 万株の売り希望に対して、買付会社が 110 万株の買付予定株数として発注し、10 万株分余計に売却機会を提供する)

また、自己株式立会外買付取引 (ToSNeT-3) を利用して自己株式を取得する場合についても、売買制度上売付申込数量が買付数量を超えた場合にはあん分方式により取引を成立させるものであるため、他の株主の売却機会を排除するものではありません。

Q24 : 当社は、株主総会において 100 万株の範囲内で自己株式を取得することを決議しています。これまでオークション市場で 60 万株買付けを行ってきましたが、残り 40 万株の範囲内で事前公表型の買付けを行うことは可能ですか。また、残りの枠を超えて買付けを行う場合には、どのような対応がありますか。

会社法では株主総会において、取得する株式の種類、総数、取得価額の総額及び 1 年を超えない範囲内の取得期間の決議が求められており、株主総会決議を根拠とする自己株式取得は、残りの 40 万株の範囲内で事前公表型の買付けを行うことが可能です。

また、定款において自己株式取得について規定している場合には、取締役会で自己株式取得を決議し買付けを行うことが可能となっていますので、残りの枠を超えて買付けを行う場合には、あらたに取締役会決議により自己株式取得枠を設定することで買付けが可能となります。

Q25 : 事前公表型の自己株式取得の場合、当日他の方法で買い付けても構わないのでしょうか。

内閣府令において、事前公表型の買付けを行う当日は、原則として当該買付方法に限るとされています。したがって、終値取引 (ToSTNeT-2) や自己株式立会外買付取引 (ToSNeT-3) による買付日にオークション市場で買付けを行うことは原則としてできません。(信託銀行等を通じて買付けを行っている場合等は、事前公表型の買付日当日には買付けを行わないよう指図が必要となると考えられます。)

ただし、終値取引や自己株式立会外買付取引での買付けで、事前公表した買付予定株数に満たなかった場合、

その数量の範囲内でオークション市場で買付けを行うことは可能です。もっとも、この場合でも、通常の自己株式取得と同様、価格や買付注文数量の規制の下で行う必要があります（すなわち、買付予定数量に 10 万株満たなかった場合、一日の買付可能注文数量が 1 万株の会社は、10 万株ではなく、あくまで 1 万株が買付可能注文数量となります）。

【実施時期等】

Q26：当社は、事前公表型の自己株式取得の実施を計画しているほか、業績予想の修正も予定していますが、開示や買付タイミングについて留意すべき点は何ですか。

事前公表型の自己株式取得を実施する場合、御質問のように当該情報以外に重要事実がある場合には、これを公表したうえで買付けを行うことが必要です。

Q27：当社は、オークション市場で単純買付けを行っていますが、事前公表型の買付け前日までオークション市場で買付けを行い、その翌日に事前公表型の買付けを行うことは可能ですか。

通常のオークション市場での買付けの翌日に事前公表型の買付けを行うことについて特別の制約はありません。ただし、価格形成に関与することのないよう、内閣府令や、日本取引所自主規制法人が公表している「自己株式取得に関するガイドライン」を参考にするなど、相場操縦等に留意しながら買付けを行う必要があります。

また、会社関係者の自己株式取得以外を目的とした売買におけるインサイダー取引規制の問題の回避や重要事実のタイムリー・ディスクロージャーの観点からは、事前に関付内容を公表する段階で、それまでのオークション市場での買付状況（買付期間、買付株数、買付市場）についても併せて公表することが必要となります。

Q28：事前公表型買付けを複数回にわたって行う場合、一定のインターバルを置く必要がありますか。

インサイダー取引規制との関係から社内管理体制の確立等を図るとともに、自己株式取得を行うことを目的として適正な買付けが行われるかぎり、一定のインターバルを置くことが特段求められるものではありません。

【その他の留意事項】

Q29：事前公表型の自己株式取得を行う場合、「特定の株主からの取得」として、株主総会で特別決議が必要でしょうか。

不要です。会社法では、特定の株主からの取得を行う場合、あらかじめ株主総会で特別決議を経ることが求

められていますが、事前公表型の自己株式取得は市場内取引であり、かつ、終値取引（ToSTNeT-2）の場合は売り注文と買い注文が時間優先のルールのもとで処理され、自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）の場合は売付申込数量が買付数量を超えた場合はあん分され、オークション市場の場合は価格優先・時間優先のルールのもとで処理されることとなるため、売買制度上、特定の相手方からの買付けが保証されるものではないからです。したがって、株主総会の決議もしくは取締役会決議による市場取引等による株式の取得手続きで買付けを行うことが可能です。

Q30： 当社の役員が保有している当社株式を売却する予定ですが、自社の役員を売り方として事前公表型の自己株式取得を行うことは可能ですか。

自社の取締役等が売り方となることについては一律に禁止されるものではありません。ただし、一般的に、自社の取締役等は、当該会社の会社情報に極めて密接な立場にいることから、インサイダー取引規制には一層の注意が必要となります。また、会社法に定める取締役・会社間の利益相反取引に関する規定の趣旨も踏まえ、売却のタイミングや価格水準等に十分留意することが適当と考えられます。

Q31： 事前公表型の自己株式取得は、株式の消却やストックオプションのための買付け等、目的によって利用が制限されるのでしょうか。

本スキームは、自己株式の利用目的によって制限されるものではありません。

Q32： その他、事前公表型の自己株式取得を利用する上で、留意すべき事項はありますか。

本スキームは、内閣府令第23条において規定されている方法であり、あらかじめ買付けの価格及び買い付ける数量その他投資者の参考となるべき事項として、買付予定株数に相応の売付けが予定されていること等を公表することが必要なことはもとより、当該公表内容をもとに買付注文の委託等が行われることが必要となる制度です。

したがって、当該方法を利用される場合には、委託の際に証券会社との間で注文内容について十分に確認をいただくほか、売り方に対してもその旨をご説明いただき、事前公表された内容に基づき適切に買付け及び売付けの委託が行われるようご注意ください。

4. 自己株式取得に関するガイドライン

Q33： 「自己株式取得に関するガイドライン」とはどのようなものですか。

「自己株式取得に関するガイドライン」は、日本取引所自主規制法人が自己株式取得について売買審査上注

視する項目を取りまとめたもので、相場操縦のおそれを招くことなく買付けを行うための一つの目安として利用されることを目的としたものです。

自己株式取得は、当該内閣府令に抵触しないように行われる必要がありますが、ガイドラインにおいてのみ記載されている事項（決算期前やファイナンス期間中の買付け等）もあり、それらについても留意していただくことが適当と考えられます。

5. その他（金庫株法制等について）

Q34：株主総会又は定款授権に基づく取締役会で決議した授権枠に対し、どれだけ買わなくてはいけないという義務はあるのでしょうか。

授権枠に対して、一定数量以上買付ける義務等はありません。

Q35：当社は、株主総会又は定款授権に基づく取締役会において自己株式取得枠を決議しましたが、終値取引（ToSTNeT-2）又は自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）での買付の実施等、個別の買付けの決定についても、取締役会の決議がその都度必要なのでしょうか。

株主総会や、定款授権に基づく取締役会において自己株式取得枠を決議した後の終値取引（ToSTNeT-2）又は自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）での買付の実施等、個別具体的な買付内容（買付日、買付価格、買付株数等）については、一定の範囲で代表取締役など業務執行取締役等に権限を委任する事例も見受けられます。なお、個別具体的な買付内容もインサイダー情報となりますので、その取扱いには十分に注意する必要があります。

Q36：自己株式取得に関する適時開示等の概要について教えてください。

自己株式取得については、会社法第156条による株主総会への授権枠の付議、会社法第165条第2項による定款授権に基づく取締役会決議のほか、具体的な買付けの実施及び取得終了等に関する開示が求められています。

詳細については、会社情報適時開示ガイドブックをご参照ください。

また、金融商品取引法では、株主総会及び定款授権に基づく取締役会での自己株式取得決議後、取得の有無にかかわらず、自己株券買付状況報告書を1か月毎に提出することとなっています。

Q37：買い付けた後の処分の方法について教えてください。

自己株式の処分の方法としては、次のようなものが考えられます。

①取締役会決議による消却

②株式交換時等に利用する代用自己株式

③募集株式の発行等の手続き（募集株式の種類、数、払込金額及び払込期日又は払込期間等について取締役会決議等）を経たうえで売却

④転換社債型新株予約権社債等の転換請求に応ずる場合に利用

⑤定款での規定に基づき、単元未満株主の株式買増請求に応ずる場合に利用

なお、単元未満株の買取請求を受け、買い取った株式の処分についても、自己株式の処分となるため、上記の手続きでの処分となります。

Q38：内閣府令は、買付けの方法を規定したのですが、売却する場合の規定はあるのでしょうか。

内閣府令において、売却の際の具体的な規定は定められておりません。

以 上

（注）本資料は、東証に寄せられた自己株式の買付けに関する取扱い等について、2015年3月現在施行又は予定されている法令等の諸制度をもとに解説したものです。回答の内容は、概要やポイントを取りまとめたものであり、詳細については各法令等をご参照いただきますようお願い申し上げます。